

国の「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策（経済産業省）」に対する飛騨市の対応について

2月27日付けで経済産業省から「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策」が発表されました（別紙参照）。

その各項目に対する窓口、市の対応状況等は以下のとおりです。

1. 徹底的な資金繰り支援

「①セーフティネット保証4号・5号」について

4号：突発的災害の発生に起因して、売上高等が前年同期比20%以上減少している場合に対象となります。対象者は本店等の所在市町村から認定を受け、保証付き融資を申し込むことができます。

◆保証限度額 2.8億円 100%保証

5号：指定業種（注1）に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少している場合に対象となります。対象者は、登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在市町村に認定を受け、保証付き融資を申し込むことができます。

◆補償限度額 2.8億円 80%保証

注1：指定業種については、中小企業庁のHP等でご確認ください。

5号認定につきましては、飛騨市としても即時対応が可能な状態です。

※この制度を利用した融資制度等につきましては最寄りの金融機関に一度ご相談ください。

「②セーフティネット貸付（要件緩和）」について

売上高等の減少が通常5%以上とされている要件が、減少の程度に関わらず対象となるよう要件緩和がなされました。

◆融資限度額 7.2億円

◆基準金利 1.11%（担保等により変動）

◆返済期間 設備資金15年以内、運転資金8年以内

◆受付 日本政策金融公庫

問合せ先：日本政策金融公庫 岐阜支店 国民生活事業 058-263-2136

中小企業事業 058-265-3171

「③衛生環境激変対策特別貸付」について

感染症又は食中毒の発生による衛生環境の激変に起因して、一時的な業況悪化から生活衛生関係営業者の経営の安定を図るための特別の貸付制度です。対象者は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食店、旅館業等を営む方です。

◆貸付限度額 飲食店営業：1,000万円 旅館業：3,000万円

- ◆貸付期間 7年以内
- ◆基準金利 1.91% 又は 1.01% (担保等により変動)
- ◆取扱期間 令和2年2月21日から令和2年8月31日まで
- ◆受 付 日本政策金融公庫

問合せ先：日本政策金融公庫 岐阜支店 国民生活事業 058-263-2136
中小企業事業 058-265-3171

「④金融機関等への配慮要請」について

国から各機関へ要請がされるものですが、飛騨市も飛騨市金融協会を通して市内各金融機関に対し、事業者に対する配慮を要請します。

2. サプライチェーン・観光等

「iものづくり・商業・サービス補助」について

飛騨市内では古川町商工会、北飛騨商工会、神岡商工会議所などが窓口となります。
市としましてはこの補助に関連して導入された設備についての固定資産税減免に対応済です。

「ii持続化補助」について

飛騨市内では古川町商工会、北飛騨商工会、神岡商工会議所などが窓口となります

問合せ先 ・古川町商工会 0577-73-2624 ・北飛騨商工会 0577-65-2246
・神岡商工会議所 0578-82-1130

「iiiIT導入補助」について

飛騨市内では古川町商工会、北飛騨商工会、神岡商工会議所などが窓口となります

3. 経営環境の整備

「①経営相談窓口の開設」について

市内では古川町商工会、北飛騨商工会、神岡商工会議所が相談窓口とされています。
これとは別によろず支援拠点、飛騨市ビジネスサポートセンターでも相談を受け付けます

問合せ先 飛騨市ビジネスサポートセンター受付 古川町商工会 0577-73-2624
よろず支援拠点受付 神岡商工会議所 0578-82-1130

「②産業界への下請配慮要請」について

国から各機関へ要請がされるものですが、飛騨市で関係があると思われる建設業に対し吉城建設業協会に対して配慮を要請します。

「③雇用調整助成金」について

この制度は、日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業者で、中国（人）関係の売上高や客数、件数が全売上高等の10%以上の事業者が対象です。特例措置の内容は、①休業等計画届の事後提出可能で、②生産指標の確認対象期間を3ヶ月から1ヶ月に短縮、対象が③最近

3ヶ月の雇用指標が前年比で増加していても④事業所設置後1年未満の事業者についても認められます。

◆助成内容 休業を実施した場合の休業手当

◆助成率 大企業 1/2 中小企業 2/3

◆限度額 1日1人当たり 8,335円

◆支給限度日数 100日

※影響を受ける事業者の例

- ・ 中国人観光客の宿泊が無くなった旅館・ホテル
- ・ 中国からのツアーがキャンセルとなった観光バス会社当
- ・ 中国向けツアーの取り扱いが出来なくなった旅行会社

【飛騨市新型コロナウイルス要因による雇用調整助成金】

上記、国の助成制度を活用し雇用調整をおこなった事業者に対して、飛騨市も休業時の休業手当などに6分の1を上乗せ補助します。

◆対象者 ハローワークの雇用調整助成金制度の認定を受けた事業者

◆助成内容 休業を実施した場合の休業手当

◆助成率 1/6

◆限度額 1日1人当たり 2,000円

◆支給限度日数 30日

問合せ先 雇用調整助成金 ハローワーク高山 0577-32-1144

上乗せ補助分 商工課 0577-62-8901

4. 国内感染対策の側方支援

これにつきましては現状では市が直接対応可能な部分はないと考えています。

お問い合わせ先

飛騨市役所 商工観光部 商工課 電話0577-62-8901 (直通)